

## 入札参加者の皆様へ

令和4年3月23日  
鹿沼市行政経営部契約検査課

### 入札制度等の改正について

#### 1 建設工事における一般競争入札の対象工事の拡大について

令和4年度発注分より、受注意欲のある業者の入札参加機会を確保するとともに、透明性、競争性、公平性をより一層高めるため、建設工事における事後審査型条件付き一般競争入札の対象工事を拡大します。なお、入札の執行は電子方式、入札参加資格審査は、事後審査方式で行います。

○事後審査型条件付き一般競争入札の対象案件

⇒ 予定価格130万円以上の建設工事

#### 2 電子入札の対象範囲の拡大について

令和4年度発注分より、事業者の負担軽減や事務の効率化、迅速化を図るため、「測量・建設コンサルタント業務委託」及び「業務委託」の一部について、電子方式で入札の執行を行います。電子入札参加に向けた準備等を進めていただくようお願いします。

なお、令和4年9月執行分までは、移行期間とし、従来の紙入札も可能とします。

○新たに電子入札の対象となる案件

⇒ 「測量・建設コンサルタント業務委託」及び「委託業務」の一部（草刈・側溝清掃業務）

#### 3 入札参加申請書の提出期間の締め切り時間の変更について

事務の効率化、迅速化を図るため、電子入札で執行する案件の入札参加申請書の提出締切時間を変更します。

入札参加申請書の提出期間を経過した場合、当該入札に参加することはできません。入札参加申請をする際にはお気を付けください。

○入札参加申請書の提出締切時間

⇒ （変更後）提出締切日の正午

※（変更前）提出締切日の午後5時

#### 4 建設工事の前金払いの上限額の撤廃について

令和4年度発注分より、建設業者の資金調達の円滑化による経営の安定化と公共工事の適切な施工を確保するとともに公共工事を受注し易い環境づくりを促進するため、前払金の上限額（1億円）を撤廃します。

##### ○建設工事の前払金

⇒ 請負代金の4割（上限なし。）

#### 5 入札における「棄権」の廃止について

これまで、指名競争入札において、事前の辞退届の提出が無かった場合や指定した日時までに入札会場に入場しない者については、「棄権」として取扱い、指名停止の対象としていましたが、入札方式が電子方式や郵送方式など多様化していることに伴い、事前に「辞退」の意思を表さずに応札が無かった場合でも、今後は、「辞退」として取扱い、指名停止の対象とはなりません。

ただし、入札を「辞退」する場合は、出来るだけ事前にご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、入札を辞退した者は、そのことを理由に以後の競争入札等について不利益な取り扱いを受けることはありません。

#### 6 金入り設計書の交付手続きの変更について

令和4年度発注分より、事業者の負担軽減や効率化を図るため、金入り設計書は契約締結後にパスワードを付して、市ホームページで公表します。閲覧の際は、金入り設計書の交付申請を文書又は電子メールで行うことでパスワードを交付します。

なお、令和4年度以前の金入り設計書の交付手続きは従前どおり請求してください。

#### 7 契約関係書類の提出先について

電子入札で執行した案件の契約関係書類（変更契約も含む。）の提出先を契約検査課に統一します。

昨年まで各部で執行していた「測量・建設コンサルタント業務委託」及び「業務委託」の一部については、4月より、契約検査課において電子入札で執行します。それに伴い、契約関係書類の提出先は契約検査課となります。